

TKCモニタリング情報サービス通信

3月から開始された新たな信用保証制度においても
TKCモニタリング情報サービスが期待されています

(詳細は14ページをご覧ください)



写真は令和8年TKC全国会政策発表会の様子

TKC全国会政策発表会「会長講演」.....	2
税理士の4大業務を完遂し、中小企業を元気にしよう！——月次決算体制の構築がすべての基本 TKC全国会会長 坂本孝司	
金融機関が同席する「決算報告会」開催事例 増山会計事務所	10
「モニタリング強化型特別保証制度」の概要と認定支援機関への期待	14
中小企業庁事業環境部金融課 課長補佐 金子貴光	
創業以来15期連続黒字を支える計数管理と信頼関係の構築	18
株式会社アスコム／河上康洋税理士事務所	

会計事務所の経営革新

税理士の4大業務を完遂し、中小企業を元気にしよう!

――月次決算体制の構築がすべての基本――

◎TKC全国会・TKC全国政経研究会 会長 坂本孝司

変わらない本質の中にこそ、絶えず流れゆく変化がある

令和8年が始まりました。年明けから世界情勢を含めて激動のニュースが続き、今年は、これまで以上に大きな変化が訪れそうだと感じています。しかし、変化が大きいということは、同時にそれだけ多くの機会があるということです。

鴨長明が著した『方丈記』には、こんな一節があります。

行く川のながれは絶えずして、しかも本の水にあらず。

よどみに浮ぶうたかたは、

かつ消えかつ結びて久しくとゞまることなし。

川の水は絶え間なく流れ、同じ場所を見てもそこにある水はすでに別のもの。泡も生まれては消え、形を保ち続けるものはない。長明は、世界の「常に変わり続ける姿」をこう表しました。まさに「不易流行」の精神であり、変わらない本質の中にこ

そ、絶えず流れゆく変化があることを教えてくれています。今年も、変化の中から機会を見出していく1年にしたいと思います。

昨年から2030年までの6年間、TKC全国会は「会計事務所の経営革新 税理士の4大業務を完遂し、中小企業を元気にしよう!」――月次決算体制の構築がすべての基本――を運動方針に掲げ、取り組んでいるところです。本日は、昨年1年間の運動を振り返った上で、2年目となる本年の取り組みについて、あらためてご説明します。

- I はじめに――令和7年の振り返り
- II 会計事務所業界の二極化
- III 巡回監査の本質
- IV 税理士が行う巡回監査が全部監査であるべき理由

I はじめに—令和7年の振り返り

TKC政経研運動・社会の納得・金融機関との連携

①自民党TKC議員連盟のトップ3役が新政権の重要ポストに
就任

昨年6月19日、約3年ぶりに自由民主党TKC議員連盟(TKC議連)総会を開催し、故安倍晋三元総理の後任として高市早苗衆議院議員が会長に就任されました。その後、高市新会長は、10月に



自民党総裁となり、第104代首相となったことはご承知の通りです。11月に開催したTKC議連総会では、片山さつき財務大臣が会長代行へ、城内実日本成長戦略担当大臣が幹事長にそれぞれ就任され、TKC議連3役が、そのまま高市内閣の主力閣僚となり、最強の布陣が誕生しました。これらは、TKC全国政経研究会(以下、TKC政経研)が長年にわたって政治運動に取り組んできたことはもとより、その趣旨を深く理解され各地で政治運動に取り組んでいた多くの会員先生をはじめ

めとした同志の皆さまの努力の結果です。来る衆院選後、新たな体制でTKC政経研の最重要望である「消費税の毎月納付」や「優良な電子帳簿の普及・一般化」の実現に傾注します。

②「日本成長戦略会議・新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」

昨年末、高市首相が本部長を務める日本成長戦略会議本部の下に「新戦略策定のための資産運用立国推進分科会」が設置されました。委員には、日本の中小企業金融の第一人者であり、TKC全国会運動にも深い理解を示されている家森信善神戸大学経済経営研究所教授をはじめ、金融分野の有識者が選任され、私もその一人として名を連ねることになりました。今回の就任にあたり、肩書が個人ではなく、「TKC全国会会長」とされたことを大変重く受け止めています。同時に、TKC全国会の取り組みが社会的な信頼と納得を得ている証左であり、大きな喜びを感じております。本分科会は金融を通じ、日本経済と地方経済の潜在力を解き放つための戦略の策定をミッションとしています。全国の中小企業の発展に資するよう、微力ながら尽力いたします。

③社会(政界)の納得

TKC政経研では、「租税正義の実現」の観点から「消費税の毎月納付」を最重点で提言しています。消費税の滞納額が4383億円にのぼる(国税庁令和5年度統計年報)現状は看過できません。ドイツやフランスなど日本の消費税のモデルとなった付加価値税の先進国と比べて現制度に問題があるため、その改正は不可欠です。この点について、高市TKC議連会長からは、『TKC会報』1月号において「TKC議連の足下の

課題は、『消費税の毎月納付』提言の実現です。(省略) 全国会創設時からの哲学である『租税正義の実現』の観点から現状の多額な消費税滞納は看過できないこと、『会計で会社を強くする』信念に照らして、税金の滞納やそれに起因する融資謝絶、倒産等から中小企業を守る有効な施策であると伺っており、強く賛同しています」とメッセージをいただきました。令和9年の改正を見据え、関係団体や、与野党議員に理解を広げ、提言活動を加速していきます。

④ 社会（官界）の納得

昨年は江島一彦国税庁長官を濱田秀文全国会書面添付推進委員長と表敬訪問し、税理士法第2条の3に基づく事業者の業務のデジタル化について意見交換しました。江島長官からは「『税務行政のデジタル・トランスフォーメーション』税務行政の将来像2023」は国税庁が一方的に推進するものではなく、事業者にも身近な税理士のサポートが大きいと期待しています」と会計事務所内だけではなく、関与先企業を含めたデジタル化を指向するTKC全国会運動を、後押ししていただくお言葉をいただきました。また、伊藤豊金融庁長官との対談では、地域中小企業の存続と発展に向けて、地域金融機関と顧問税理士による「顔の見える関係」構築や、金融機関同席による「決算報告会」の開催の重要性について理解を深めていただくことができました。伊藤長官からは「融資先を選定した上で金融機関が同席する『決算報告会』は非常にいい取り組みだと思います。経営者、金融機関、税理士の三者が揃って事業の現状や将来について話をする事で色々な気付きや打ち手を考える機会になると思います」と期待を寄せていただきました。「決算報

告会」の開催については、まだ定着していない会員事務所も少なくないと思いますが、今後、新たに開催手法に関するオンデマンド研修等を提供していく予定ですので、多くの会員事務所実践いただきたいと思います。

⑤ 金融機関との連携

昨年は地域金融機関と税理士による「顔の見える関係」をテーマに5月に中国銀行（加藤貞則頭取、安部知格中国会会長）、また、10月に常陽銀行（秋野哲也頭取、増山英和関東信越会会長）との鼎談を実施しました。鼎談では、TKC全国会運動、とりわけ、融資先を選定した上で金融機関が同席する「決算報告会」の開催を提案しました。加藤中国銀行頭取からは、「信頼性の高い決算書と決算報告会は有意義」と、秋野常陽銀行頭取からは、「MISで決算書などの迅速性や信頼性が高まり、我々も早期に支援にあたる事ができるようになった」などと評価いただきました。このような「顔の見える関係」の強化を全国各地で広めていただきたいと、切に願っています。

II 会計事務所業界の二極化

月次巡回監査体制を構築し、「不死身の事務所経営」を

現在、会計事務所業界は最大の岐路に立っています。それは「丸抱え体制」の会計事務所と、「月次巡回監査体制」の会計事務所との二極化が進んでいるということです（スライド1）。私はこの状況を非常に懸念しています。この二つの会計事務所の

II 会計事務所業界の二極化(丸抱え体制と月次巡回監査体制)

1. 起票代行・記帳代行丸抱えによる顧客の大量獲得

丸抱え

会計事務所内のDXに主眼を置き、記帳代行や起票代行業をデジタル化して大量の顧客を獲得しようとするグループ

製販分離

- 目先のニーズに応えるため顧客側が受け入れやすく、若い世代の税理士も飛びつきやすい。

経営者に対し会計リテラシーの向上など啓蒙を行わず、領収書や通帳を預かって入力代行するのが中心なので、経営助言も形だけにならざるを得ない。

相当注意義務違反の恐れ

月次巡回監査体制

関与先企業と併せてシームレスにDXを推進し、一気通貫のクラウドシステムにより事務所内の生産性向上と同時に高付加価値サービスを提供しようとするグループ

税理士法第2条の3

- 「会計で会社を強くする」ことを経営者に対してしっかりと理解を図る。

記帳(入力)は関与先企業で行ってもらい、その上で税理士の4大業務を実施する。

不死身の事務所経営

©TKC全国会 2026

違いはシンプルで、「啓蒙」と「指導」ができるかどうか。これに尽きるのです。

「丸抱え体制」の会計事務所というのは、会計事務所内のデジタル化・DXに主眼を置き、それによって起票・記帳代行業を主に、大量の顧客を獲得しようとする会計事務所です。一方、「月次巡回監査体制」の会計事務所というのは、関与先企業に対してDXを進め、一気通貫のシステム、税務当局が言うデジタルシームレスを実現して、事務所内の生産性向上と同時に高付加価値のサービスを提供しようとする会計事務所です。

前者は、目先のニーズに応えるため顧客側が受け入れやすく、若い世代の税理士が飛びつきやすいと思われれます。しかし、経営者に対して会計リテラシーの向上などの「啓蒙」を行わず、起票・記帳代行によって、税理士法第45条第2項違反(相当注意義務違反)となるリスクが極めて高く、そのことは、先ほどの理事会での安部知格副会長による報告があった通り、懲戒処分事例が増えている状況からも分かります。

皆さんには「会計で会社を強くする」ことを経営者に行きつけ啓蒙し、記帳(入力)は関与先企業で行ってもらい、月次巡回監査を徹底して断行し、その上で税理士の4大業務(税務・会計・保証・経営助言)を実施する「不死身の事務所経営」を体現してほしいと願っています。

私たちの月次巡回監査は、税理士法第2条の3が求める通り、会計事務所内はもとより関与先企業のDXを推進して、紙の証憑や電子取引データ(PDFなど)の保存や、それらのデータを活用して仕訳データを自動で生成することで業務の効率化を促しています。その上で、そうした自動生成された仕訳の誤り

などについては、私たちが月次巡回監査を「三現主義（現地・現物・現人）」に基づき実施し、事実認定作業を行います。この取り組みが、関与先企業の会計への理解を深め、その後の経営助言などの土台となっていきます。

TKC全国会初代会長の飯塚毅博士が創設期から掲げてきたのは「起票代行をしない」事務所経営であり、関与先企業による起票や記帳を指導してきました。DX時代に入り、この姿勢を貫ける事務所と、そうでない事務所の二極化の行く末は、より鮮明になっていきます。私たちは関与先企業への「啓蒙」と「指導」を土台に関与先企業の存続と発展と、「不死身の事務所経営」を両立させなければなりません。今春には金融庁の監督指針が改正され、金融機関による「経理業務の受託等」が明確化されるなどの変化が訪れますが、あらためて「会計で会社を強くする」ことの意義を強調し、月次決算体制の構築、書面添付などによって我々TKC会計人の力を存分に発揮する好機と捉えましょう。

Ⅲ 巡回監査の本質

巡回監査は「三現主義」を徹底しない限り、成立しない

次に、なぜ我々の「啓蒙」と「指導」が重要なのか。この答えは『TKC会計人の行動基準書』第3章 実践規定3―2―1【巡回監査の意義】にあります。

「巡回監査とは、関与先を毎月及び期末決算時に巡回し、会計

資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を確保するため、会計事実の真实性、実在性、網羅性を確かめ、かつ指導することである」。

このように【巡回監査の意義】には、毎月関与先を訪れ事実認定作業を行い、最後に「指導すること」と明記されています。それゆえに、**指導力の発揮**が最も重要になるのです。

税理士による巡回監査は *must*（そうしなければならぬ）ではなく *should*（そうするべき）であり、いわば運動です。指導力こそが会員事務所の生命線です。運動である以上、時には仲間の会員の背中を押し、未入会の税理士にも働きかけていく必要があります。関与先企業だけではなく同業者への啓蒙も重要なのです。

しかし近年、クラウド化が進展したことで、TKCインターネット・サービスセンター（TISC）に保存した証憑などの電子データを会計事務所ですいつでも確認できるようになり、そのことが関与先企業に向かないことにつながっているケースが少なくないことが分かってきました。

繰り返しになりますが、月次巡回監査を「現地（現場）・現物（証拠）・現人（顔の見える関係）」の「三現主義」に基づき実施しない限り、事実認定作業は行えません。税務署が現地に行くのに、我々が行かずしてどうしますか。現地で現物を確認し、経営者や経理担当者との会話やその様子などから、異変や不正を察知する――これが事実認定作業の根幹です。

「三現主義」に関して会計学・監査論の権威である千代田邦夫先生からも『三現主義』であればまさしく仕訳の裏に存在する取引の実態（経済実態）を把握し、税理士の皆さんが指導機

Ⅲ 巡回監査の本質

2. 巡回監査の必要性

巡回監査実施必然の理論

巡回監査はなぜ絶対に必要なのか

税理士はどのようにして、自己の法的責任である「真正の事実」に準拠する業務ができるでしょうか。

第一は、企業経営者の心に常にベルトを引っ掛けて、彼らを不正経理に走らせない工夫をこらすこと（現人=坂本）。第二は、関与先企業の現場に出かけて行って（現地=坂本）、会計処理の網羅性、真実性、実在性を確認してくること（現物=坂本）、以上です。そのためには、少なくとも月の内に一回以上は、関与先を訪問して、経営者の心に果たして正しくベルトが掛かっているかどうか、会計処理に網羅性、真実性、実在性があるかどうかを確かめ、ときには厳然として警告を発すること、が絶対の条件となります。これが巡回監査です。

出典：飯塚毅「巡回監査実施必然の論理」『TKC会報』1982年3月号, 4-5頁

千代田邦夫 立命館アジア太平洋大学客員教授

元金融庁公認会計士・監査審査会会長

現地・現物・現人の「三現主義」という言葉は、とてもわかりやすく良いですね。公認会計士が行う財務諸表監査と税理士が行う巡回監査は異なることから線引きが難しいと感じていました。この「三現主義」であればまさしく仕訳の裏に存在する取引の実態（経済実態）を把握し、税理士の皆さんが指導機能を発揮されます。まさに、“キーワード”です。

出典：千代田邦夫教授、坂本孝司全国会会長 巻頭対談「職業会計人の独立性」『TKC会報』2025年7月号, 11頁

©TKC全国会 2026

能を発揮されます」と評価をいただいています（スライド2）。

また租税法の権威である増田英敏専修大学法学部教授は、「巡回監査は、請求書や領収書などの証憑を第一次の証拠資料として収集・確認して、それが会計帳簿に連結して、数字に反映されているかをチェックする作業であり、紛争予防に不可欠なものです」と述べられています。

したがって巡回監査を怠れば、税務署からの指摘や関与先企業からの責任追及で会計事務所は一夜にして崩れてしまうおそれがあるのです。だからこそ三現主義に基づく月次巡回監査が、会計事務所と関与先企業を守る唯一の道となります。

Ⅳ 税理士が行う巡回監査が全部監査であるべき理由

全部監査を効率的に行うためには、「啓蒙」と「指導」が重要

巡回監査が「全部監査」であるべき理由は二つあります。

一つ目は、「税理士法遵守の証明、相当注意義務の履行」のためです。税理士法第45条は「税理士は、真正の事実に基づいて、税理士業務（第2条第1項業務）を行わなければならない」という訓示規定を設けてはいません。しかし、いざ相当注意義務違反を問われれば事務所は一夜にして窮地に陥るでしょう。

だからこそ、毎月・期末の事実認定を貫く巡回監査＝全部監査を行う必要があります。私たちが「真正の事実」に立脚していることを可視化し、法的防衛線を築くのです。

二つ目は、「事実関係究明義務の履行」のためです。日々の

IV 税理士が行う巡回監査は全部監査であるべきとする理由

6. TKC方式のリスクアプローチ(1)

全部監査の効率的実施体制の構築

①内部統制の整備

- ・記帳の削除・訂正・修正等の履歴が残る電子帳簿システムの利用
- ・一貫通貫のデジタルシームレスなシステムの利用
- ・ダブルチェック体制の導入
- ・事前確認業務

②会計責任者の簿記・会計知識の向上

～丸抱えからの脱却～

③経営者や幹部の納税意識の醸成

全部監査を効率的に行うためには、

顧客が上記①～③を満たすように、指導・啓蒙をおこなうことが肝要です。



もちろん顧客ごとに①～③の充足状況には濃淡(グラデーション)があります。
税理士は指導者となり、1社1社指導・啓蒙をおこなうことが重要です。

**関与先企業に対して、「会計で会社を強くする」指導・啓蒙をおこない、
会計事務所は不死身の会計事務所を構築すること**

©TKC全国会 2026

事実認定究明義務を果たしていることを示せれば、損害賠償リスクは減り、信頼が蓄積されます。

ここで重要なのは「内包」と「外延」の考え方です。内包と
いうのは、「変えてはいけないもの」のことで、我々で言えば「巡
回監査」のことであり、月次巡回監査は、三現主義に基づく法
律判断業務です。どれほどFXクラウドで事前確認業務ができ
ていても、事実の認定は現地に赴かなければ、判定できません。
その上で、巡回監査前の事前確認業務に関しては、クラウドを
活用して、積極的に行うことが重要ということです。事前確認
業務と三現主義に基づく月次巡回監査の違いを、肝に銘じてい
ただきたいと思います。

一方の外延は、「時代対応によって変わるもの」であり、こ
れは「FXクラウドシリーズ」や「巡回監査機能」、「全部監査
(試査ではなく)の効率的実施体制の構築」などが該当します。
では、全部監査の効率的実施体制をどう構築するのか。

その重要な考え方が「TKC方式のリスクアプローチ」です
(スライド3)。これは、「全部監査」を現実的かつ効果的に運
用するための概念です。

飯塚毅博士は、①企業の内部統制制度が完全に整備されてい
ること、②企業の会計事務担当者が、税務に関する会計処理に
ついて、高度の専門的知識を持っていること、③企業の経営者
やその他の幹部が、会計処理について、絶対に不正を行わない
ぞ、との強固な決意を有すること——これらの3条件が具備さ
れている場合には、巡回監査は必要ないと述べられました。

しかし、中小企業でこの理想形はほとんど存在しません。だ
からこそ全部監査が必要なのです。

そして、全部監査を効率的に行うためには、次の(1)～(3)の要件を関与先企業が満たすことができるように、「啓蒙」と「指導」を行うことが重要です。

- (1) 内部統制の整備（記帳の削除・訂正・修正等の履歴が残る電子帳簿システムの利用、事前確認業務など）
- (2) 経理責任者の簿記・会計知識の向上
- (3) 経営者や幹部の納税意識の醸成

この3要件であらゆるリスクを抑えます。ただ、顧客ごとに(1)～(3)の充足状況には濃淡がありますから、1社1社と向き合い、「啓蒙」と「指導」を行いましょ。そして、書面添付を行うためには「全部監査」が必要となり、『TKC会計人の行動基準書』には【書面添付制度の意義】が、次のように記載されています。

「会員は、税理士業務の完璧な履行を目指して前項の巡回監査を実施し、税理士法上の相当注意義務を履行した証左として、税理士法第33条の2第1項に規定する書面を積極的に申告書に添付しなければならない」。

効率的な全部監査の実施における「効率性」というのは、税理士法第45条第2項の相当注意義務を履行し、真正の事実に基づいた業務の遂行ができるか否かが判断基準となっており、具体的には書面添付が実施できるレベルとなります。書面添付を行うためには、厳格な税法の規定がもとになりますから、当然、全部監査が必要です。そして、書面添付に関しては任意監査で

はあるものの、全国では現在30万社超が実施しており、そのうちの半数をTKC会員が占めています。これは大いに誇るべきことです。

結びとして、経営者の「現世的ニーズ」に迎合するのではなく、関与先企業への「啓蒙」と「指導」が重要です。6年間にわたる全国会議運動の2年目となる本年は、月次巡回監査の実施「社数」を増やして、月次決算体制を構築した中小企業を数多く創りましょう。我々が、「簿記・会計」、「税理士」、「月次巡回監査」、「TKCシステム」の価値を情熱を持って正しく伝えることで、経営者をはじめ多くの方々に必ずや感動を呼び起こし、啓蒙した量だけ、日本の企業は健全になります。

社会の納得を得て、共にわが国の経済社会の健全性と成長に貢献していきましょう！



（構成／TKC出版 米倉寛之）

決算数値の背景や社長の想いを確認でき、業績見通しとその根拠、資金調達のニーズ等を把握！

会員関与先企業の「決算報告会」を金融機関同席のもとで開催し、関与先社長・金融機関・顧問税理士の3者の「顔の見える関係」を構築する取り組みが全国で進められている。今回、増山英和会員(関東信越会)の事務所の関与先である山藤鉄工株式会社において、常陽銀行担当者が同席した決算報告会が開催されたので、関係者の「了承を得てその一部を紹介する。当日は、関与先の山形社長から会社の業績や将来ビジョン等が語られるとともに、増山会員および常陽銀行担当者から質問や助言等が行われた。

■とき…令和7年11月19日(水)

■ところ…山藤鉄工株式会社(茨城県那珂郡東海村)

はじめに

山形社長 本日はお集まり頂き、ありがとうございます。当社は9月決算なので、決算報告会を毎年この時期に開催しております。

私が社長になり16期が経ちますが、振り返ると社長として最初に行なった仕事は会計事務所を変えることでした。地元の経営者の集会で増山先生の講演をお聞きし、当時経営改善に取り組んでいた私は「どうしてもこの先生に関わってほしい」と思いました。その2〜3日後には先生に直接お会いし、関与して頂くことになりました。

決算報告会は今回で10回目です。10年前に増山先生からのご提案を受け、先生を信じて素直に取り組んできました。当時業績の良い会社ではなかったのですが、「だからこそやいなさい」と。増山先生からは定期的に経営に関する「宿題」が与えられ、決算報告会までにその宿題を終え、また新たな宿題に取り組む——そのようなことを16年続けてきたことで、当社の体質も段々と強くなってきました。



山形社長

この決算報告会は、弊社のメインバンクである常陽銀行さんにご報告させて頂くことが主目的です。ぜひ忌憚ないご意見を頂ければ幸いです。本日はよろしくお願い致します。

増山会員 今年8月に秋野常陽銀行頭取と坂本TKC全国会会長と私とで鼎談をさせて頂きました。地元でトップバンクである常陽銀行様と、我々TKC会員が中小企業支援という共通の目的に向かい連携強化を図り、経営者・地域金融機関・顧問税理士という3者が集まるこの決算報告会の場を通じて、「顔の見える関係」を深められればと思います。

(この後、山形社長から資料に沿って、①売

出席者

■山藤鉄工株式会社 代表取締役社長	山形 洋司
■常陽銀行 久慈浜支店 支店長 久慈浜支店 支店長代理 営業企画部 法人営業企画グループ主任調査役	武藤 賢治 大石 直樹 高田 悠馬
■増山会計事務所 所長 業務部長・巡回監査士 監査課	増山 英和 山崎 善博 小松崎 拓矢
■TKC 茨城SCGサービスセンター長 全国会事務局課長	根本 一徳 松本 祥彦

(敬称略)

山藤鉄工株式会社

所在地：茨城県那珂郡東海村（平原工業団地）

業務内容：発電設備及び付帯設備用の製品の製造。金属加工品の製造（電動機部品・発電機部品・工作機械部品・空調設備部品・一般溶接構造物・機械加工）

設立：昭和44年11月1日

社員数：男性16名 女性5名 計21名（役員・パート含む）

社長が前事業年度の振り返り、業績見通しとその根拠、設備投資計画・事業戦略等を説明

① 上高他推移、② 第56期利益管理（前年対比）、③ 第56期経営指標、④ 第56期決算（BS抜粋）、⑤ 第56期決算（PL抜粋）、⑥ 売上高／シェアの推移、⑦ 第56期目標達成度、⑧ 不良発生と改善提案の状況、⑨ ビジネスモデル俯瞰図、⑩ SWOT分析、⑪ 経営理念・ミッション・将来の目標、⑫ 取引先関連の状況、⑬ 第57期目標——について、以下の説明が行われた。）

山形社長 当社は、発電設備及び付帯設備用の製品の製造、金属加工品の製造等をメインに、少量多品種のものづくりが特徴の会社です。

私が2010年に父である先代から会社を承継した時は、赤字（債務超過）でした。就任2年目からは黒字決算が続いておりましたが、今回の決算では赤字となりました。その理由は、今までの決算では赤字となっていました。その理由は、ほぼ説明します。

社長に就任した時、増山先生から変動損益計算書、いわゆる変動費と固定費、限界利益について教えて頂きました。

初めて聞いたときはよく分からず、「いったい何ぞや」という感じでした。

ところが教わっていくうちに、費用を変動費と固定費に分解し、固定費を完全



増山会員



常陽銀行 武藤支店長

全に別物として捉えられることなどが非常にしっくりくるようになり、当社の経営を行う上で「限界利益（率）」のチェックは欠かせないものとなりました。TKCさんが発行している『戦略経営者』に載っている『BAST（TKC経営指標）』の数値と比較して、勝手に競争していた時期もあります（笑）。

増山先生の「筋肉質な経営体質にしない」という指導のもと、月次決算体制構築に取り組み、変動損益計算書を活用して無駄なものを取り除き、「売り上げが増えれば必ず利益が出る」という構造にすべく、一歩ずつ取り組んできました。

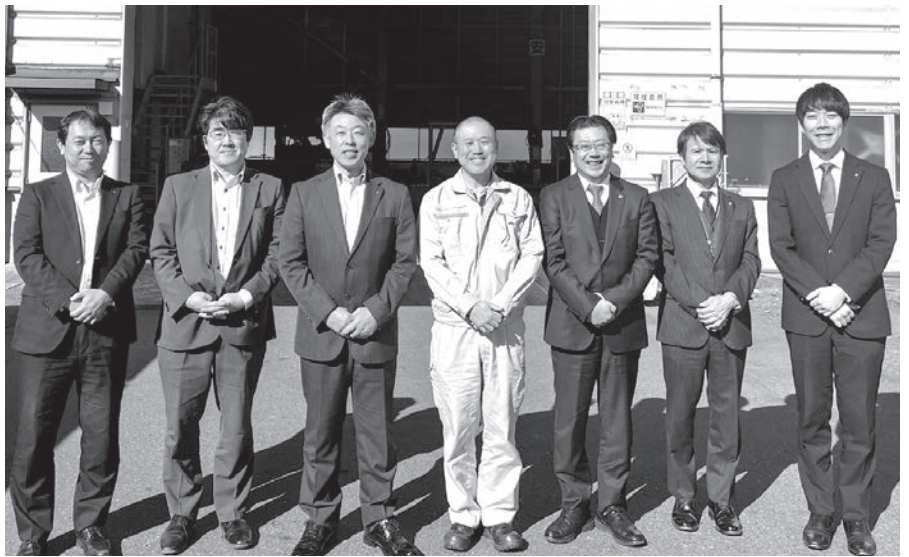
次に、今回の決算で赤字となった原因を説明します。理由は明確で、「売り上げが減少した」ためです。今期は、主要取引先上位3社の売り上げが落ちました。いわゆるCO2排出の問題によるものです。また、自社への影響は少ないと考えていた米国税政策の影響もありました。今後の業績の見通しとしては、逆に、需要が見込まれます。人を増やすとともに、新たな設備についても検討していますので、支店長にはあらためて相談のつて頂ければと思います。私からの説明は以上です。質問をお受けします。

質疑応答

増山会員 私からよろしいですか？

限界利益に対する労務費の割合が気になります。今後、「労働分配率の推移」も管理するとよいと思います。賃上げの傾向も続くので、色々な対策を考えておく必要がありますね。

山形社長 その対策として、現在、取引先への値上げ要請に取り組んでいるところです。当社では個々の仕事における利益を管理しています。会社を持続的に発展させ社員の待遇を良くするためにも、「付加価値の高い仕事」を重視していきます。



決算報告会終了後に山形社長（中央）を囲んで

なお当社ではP D C Aサイクルを回し、目標、計画に対する「実績」がどうかを正確にするとともに、ビジネスモデル俯瞰図を作成して取引先別の売上比率を視覚的に把握しやすくしています。本日の決算報告会の資料も全社員に公開して「ガラス張り」の経営に努め、社員が業績を把握できるようにしています。

増山会員 今後の見通しとして仕事が

増加するというお話がありました。現状の体制で対応できそうですか。

山形社長 難しいと考えています。そのため外注先の開拓や採用活動に力を入れていきます。インドネシアからの実習生の雇用はすでに決定しています。

取引先には当社の技術力や品質マネジメント力を評価頂いているので、人材育成、技術の伝承を重視しています。その点、新入社員とベテランがペアになって仕事をすることで当社の理念の浸透や技術の伝承が自然と行われている状況です。

武藤支店長 今日はありがとうございます。期中において随時、試算表ベースで経営状況を説明頂いていましたから、今回の決算の結果は、想定の内幅です。

お話にあった人件費については受注減の中で若干高めになっていますが賃上げに取り組まれた結果です。当行としても人件費は経費ではなく投資との見方をしており、重要性を十分理解しています。今後の見通しとして設備投資や外注の活用等について伺いましたが、そうすると、トップラインが上がるほど収益性は上がらないという感じでしょうか。

山形社長 いえ、おそらく上がると思います。というのは利益率の面で、社員の技術の練度が向上しており、効率性が

高まっているためです。また、新規の顧客開拓を私がメインで行うようにし始めたことも利益率に貢献します。常陽銀行さんには昔から大変な時もお世話になっているので、良い数字を出して報いたいという気持ちです。

大石支店長代理 いわゆる下請法（2026年1月1日から「中小受託取引適正化法（取適法）」に名称変更）の関係で、決算や入金サイクル等に変化はありますか。

山形社長 今回の決算から従来の手形から現金へと変更になった取引先があります。売上額が大きい取引先の中で、手形交付はなくなり、入金サイクルが非常に良くなりました。

高田主任調査役 本日は銀行の本部から参加させて頂きましたが、山藤鉄工さんの事業や数字の背景、将来のビジョン等を深く知ることができ、極めて貴重な機会でした。また、本日のような決算報告会を他の企業さんでも実施することによって、お客様とTKC会員事務所と銀行とのコミュニケーションを深めていければよいと思います。

山形社長 皆様には引き続きご支援を頂きたく、お願い申し上げます。以上をもちまして決算報告会を終了します。

（取材：TKC全国会事務局 松本祥彦）



会社を持続的に成長させるには 会計で会社を強くする「FXクラウド」。

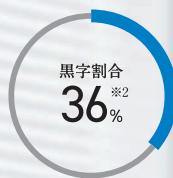
TKCの会計ソフト「FXクラウド」で業績管理する

中小企業の65%^{※1}が黒字を達成。

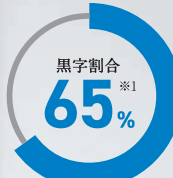
会社を強くする業績管理機能を備え、

経営環境の変化に迅速に対応。

さらに会計事務所の経営支援で、黒字決算を後押しします。



国税庁統計による
日本の法人税申告企業



FXクラウド活用の
中小企業

※1 自計化し、365日変動損益計算書と得意先順位月報を利用する
中小企業の決算(令和5年度)による

※2 黒字申告した法人の割合(令和5年度・国税庁)による



「月次決算」で中小企業を支えるのは、TKC全国会。

3月からの新たな信用保証制度 「モニタリング強化型特別保証制度」 認定支援機関への期待 の概要と

中小企業庁事業環境部金融課 課長補佐(信用補完担当) 金子貴光

令和8年3月より、新たな信用保証制度であるモニタリング強化型特別保証制度（以下、「本制度」という。）が開始されます。本制度は、中小企業・小規模事業者（以下、「事業者」という。）が認定

経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）と連携し、自らの経営状況を継続的に把握すること等を要件として、保証料の補助を受けることができる制度です。本制度が事業者の皆様効果的に活用されるためには、TKC会員の皆様など税理士をはじめとした認定支援機関の方々の本制度に対するご理解・ご協力が不可欠であり、本稿にて制度概要や皆様へのご期待等をご紹介します。

制度創設の背景

本制度に係る議論は、令和6年12月より中小企業庁にて開催された「円滑な事

業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会」に端を発します。コロナ禍を経て民間ゼロゼロ融資の返済が本格化するとともに、足下では代位弁済率や倒産件数が増加し、コロナ前の水準に戻りつつある状況にあります。また、昨

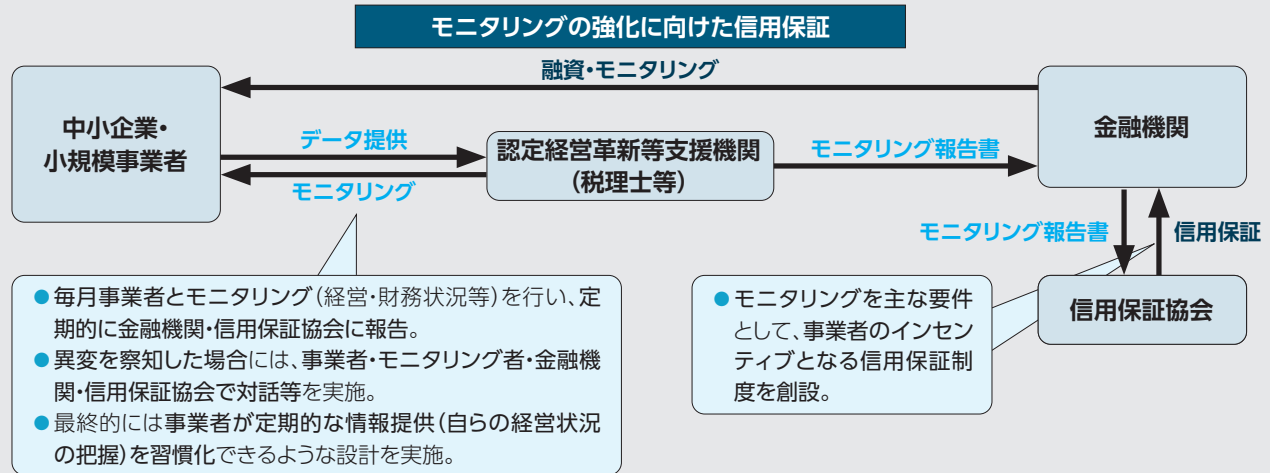
今では、価格高騰・賃上げ・人手不足等、経営を悪化させ得る要因が多様化しつつあり、信用保証制度の利用に関しても、民間ゼロゼロ融資等によるいわゆる100%保証をはじめとする保証付融資が増加し、保証協会が実質的にメインとなるような事業者が増加している状況です。こうした多様な要因がある中、事業再生の現場では、例えば中小企業活性化協議会への案件の持ち込みが行われた段階では既に状況が深刻化し、円滑な事業再生に支障を来すといった事案が発生しており、事業者における経営状況悪化のシグナルに対して早期の予兆把握・経営改善が重要になっています。他方で、事業者自ら

が日頃から経営状況を把握する習慣づけがどれほどなされているのか、あるいは信用保証協会や地域金融機関によるモニタリングだけではリソース制約等の観点から必ずしも十分な対応を行えていないことも懸念されます。

本研究会ではこうした議論を踏まえ、モニタリングの高度化として、事業者を取り巻く関係者の更なる連携深化の下、事業者からの提供情報を基にAI/IT等を活用しつつ、事業活動が継続困難となる前に、各地域において早期の事業者支援が実施されることを目指すこととしました。そのため、長期的にはこうしたデータ連係の取組について検討しつつ、短期的には、事業者の情報提供・モニタリング協力を前提とした信用保証の仕組みとして、「事業者の定期的な情報提供（モニタリング）の促進に一層の実効性を確保するため、事業者との定期的な接点を持つ支援者（例：税理士・公認会

■ モニタリング強化型特別保証制度の創設

- 事業者の定期的な情報提供(モニタリング)の促進に一層の実効性を確保するため、事業者との定期的な接点を持つ支援者の関与を含めつつ、事業者のインセンティブとなる信用保証制度を創設。



〈参考〉円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会 報告書(2025年3月)(抜粋)

(1) 事業者の情報提供・モニタリング協力を前提とした信用保証の仕組み

事業者が地域金融機関や信用保証協会に情報を提供することで付加価値の高い支援・サービスを受けやすくなるのが、情報共有のインセンティブとして最も重要である。例えば、**事業者の定期的な情報提供(モニタリング)の促進に一層の実効性を確保するため、事業者との定期的な接点を持つ支援者(例:税理士・公認会計士等)の関与を含めつつ、事業者のインセンティブとなる信用保証の仕組みを設けることを早期に検討し、結論を得る。**このとき、インセンティブはあくまで行動変容を促すきっかけとなるものであり、その後も事業者が定期的な情報提供を継続して行う「継続性」の観点も踏まえた仕組みを設計することが重要となる。

計士等)の関与を含めつつ、事業者のインセンティブとなる信用保証の仕組みを設ける」べきとの方向性を取りまとめました。

こうした方向性の下、全国の信用保証協会に対しても予兆管理に関するヒアリングを行いました。

多くの協会で金融機関や支援者との連携による効率的な把握が重要であるという声や、予兆管理を行うプレーヤーとして、金融機関や信用保証協会によるモニタリングは引き続き重要である一方、加えて一定程度の経営支援能力のあるような税理士等の視点も合わせて複眼的に見ることが望ましいといっ

た声もありました。こうした結果も踏まえ、今日に至るまで本制度創設に係る検討を進めてまいりました。

制度概要

本制度は、事業者が認定支援機関と連携し、月次での経営状況の把握(モニタリング)を継続的に行うことで、予兆の早期発見と経営改善を促すものです。本制度の理念はこうした取組を通じて事業者自身が経営を理解し、支援者との対話を通じて経営力を高めることにありますが、その理念を実現するため、特に認定支援機関による伴走支援が鍵となります。

認定支援機関の皆様は事業者と連携して次の3つの取組を行っていただくこととなります。

①月次でのモニタリング(毎月の経営状況把握)

月次で把握をお願いしている項目は売上高や仕入・外注費、借入金等の実績及び今後6ヶ月間の見込みのほか、定性的な財務状況、資金繰り状況、経営課題等です。例えば、TKC会員の皆様が普段実施されている月次巡回監査や事業者との対話を通じて経営状況を把握するよう

■ 制度概要

制度概要(案)	
主な要件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出していること。
限度額	2.8億円
保証期間	10年(据置1年以内(運転資金)、3年以内(設備資金))
保証割合	80%保証
金利	金融機関所定利率
保証料率	借入金額に対し0.45%から1.90%とし、1年目(2026年度末まで)は国が1/2相当を補助。(2年目以降は、補助の有無を含め未定)
実施時期	2026年3月16日取扱開始予定
取扱期限	2029年3月31日
備考	月次で認定経営革新等支援機関によるモニタリングを実施。金融機関及び保証協会に対しては年次のモニタリング報告に加え、経営状況の変化を察知した場合は随時報告することを想定。

なことを想定しております。

② 経営状況の異変への対応

経営状況の変化(異変)としては、今後6ヶ月以内に資金不足が懸念される状況や、主要取引先における経営状況の悪化等による収益性の大幅な低下が懸念される状況等が考えられます。事業者の置かれる状況は千差万別であることから、資金不足に限らず、広く予兆を把握していただきたいと考えております。もし、異変を察知した場合には、事業者・認定支援機関、金融機関、信用保証協会対話を行い、今後の対応方針について認識合わせを行っていただきます。

③ 年次でのモニタリング報告

年に1度、金融機関及び信用保証協会に対して、決算書や定性情報等に基づく事業者の経営状況・課題・改善の取組等を整理したモニタリング報告を行っていただきます。

皆様ご期待するひと

TKC会員など税理士をはじめとした認定支援機関の皆様には、本制度の理念と実際の制度運用を結びつける中心的役割を發揮していただきたいと考えており

ます。私も実際の現場を拝見させていただきましたが、例えば皆様が行われているTKCシステムを活用した月次巡回監査とTKCモニタリング情報サービスは、本制度の理念と極めて親和性が高いと考えています。月次の訪問において高い水準で経営分析・対話を行っているだけでなく、経営者自身が自らの経営状況を深いレベルで把握し、経営力を大きく高めていると感じているところです。

本制度の最終的な狙いは、形式的な要件遵守にとどまらず、事業者が日頃から自らの経営を理解し、必要な対策を支援者の適切な関与のもと主体的に講じられるようになることです。そのためには、事業者が支援者との対話を通じて、事業者自身が習慣的に経営状況を確認するというマインドセット(思考様式や心理状態)を持つことが重要と考えており、その意味でも、皆様の取組は本制度の理念と深く適合していると考えております。

本制度の成功の鍵は、まさに現場で事業者と向き合う支援者の皆様の取組にあります。本制度の活用、好事例の創出にご協力いただきつつ、引き続き事業者の伴走支援にお力添えいただければ幸いです。■

金融機関の皆さまにご視聴いただきたい動画のご案内

動画「TKC FOCUSシリーズ」

伊藤豊金融庁長官も視聴されました!

中小企業の経営や会計の課題にフォーカスし、専門家とともにその本質と解決策を探る番組です。地域経済を牽引する中小企業の存続・発展を願って、今後5年間にわたり継続的にお届けします。

金融機関の経営トップの皆さまには、本動画の概要や視聴方法を記載したご案内状をお届けしました。

●第1回「信頼できる決算書とは」

信頼できる決算書とは何か? 税理士と金融機関の連携を深めるための仕組みや、中小会計要領チェックリストの役割を紹介します。さらに、加藤正敏理事(日本商工会議所)・家森信善教授(元金融庁参与・神戸大学経済経営研究所)が、その本質と“顔の見える関係”を築くための視点を語ります。

●ご視聴いただいた金融機関の声

TKC会員が関与する事業者(融資先)のデフォルト率の低さは、金融機関にとって極めて重要な事実であり、TKC会員への信頼が一層高まりました。金融機関、税理士、事業者(融資先)の連携の重要性を再確認できました。



企画・制作 TKC全国会・株式会社TKC

視聴方法

いずれかの方法でご視聴ください。

●TKCグループホームページからご視聴ください。 <https://www.tkc.jp/fx/bank/movie/>

●TKCモニタリング情報サービスまたはTKC経営指標(WebBAST)にログイン後の画面からご視聴ください。



動画 金融機関のTKCモニタリング情報サービス活用事例

金融機関向けセミナー*で3機関に「TKCモニタリング情報サービス(以下、MIS)」の活用事例を講演いただきました。同金融機関並びにセミナー主催者から許諾をいただき、講演の動画をTKCグループホームページに掲載しましたのでご案内します。

ぜひご視聴いただき、MISに対する金融機関の評価や活用事例をご確認ください。 *日本金融通信社(ニッキン)が主催する「FIT2025」

視聴方法

●TKCグループホームページ <https://www.tkc.jp/fx/bank/>

「TOP」メニュー、または「金融機関の皆様へ」メニューから申し込みのうえ、ご視聴ください。

- ▶ 足利銀行の活用事例(令和7年10月10日 東京会場での講演)
- ▶ 栃木県信用保証協会の活用事例(令和7年10月10日 東京会場での講演)
- ▶ 尼崎信用金庫の活用事例(令和7年9月4日 大阪会場での講演)



●お問い合わせ先

創業以来15期連続黒字を支える 計数管理と信頼関係の構築

九州・中国地方を地盤に、建設現場で利用される計測・測量機器のレンタル業を展開するアスコム。創業以来、15期連続黒字を継続する“経営力”はどこに由来するのか。姫島陽介社長とメインバンクである福岡中央銀行の立澤克典筑紫通支店長、河上康洋顧問税理士の3名に話を聞いた。



姫島陽介社長



約3000点の機器を取り揃え、顧客第一のビジネスを展開



株式会社アスコム

設立 2011年4月
所在地 福岡県福岡市博多区那珂 3-16-30
売上高 5億2000万円(2026年3月見込み)
従業員数 25名(正社員22名、パート2名、シニアアドバイザー1名)



月次決算、経営計画策定を励行

——創業は2011年だとか。

姫島 もともと今と同じ業種の会社のサラリーマンだったのですが、そこからスピコンオフした形です。

知り合いの会社の間借りをし、机二つと中古のコピー機1台でスタートしました。

——土木・建築現場で使用される計測・測量機器のレンタルが主な事業と聞きました。

姫島 前の会社は機器を持たずにレンタルしたものにマージンを乗せてレンタルする事業でしたが、そうではなく、当社が機材をもちながらの顧客満足度が高い能動的なビジネスを目指しました。飛び込み営業は当たり前でチラシをまいたり、伝手を頼ったりと、数年はもがいていましたけど(笑)。

——ビジネスになり始めたのは？

姫島 3年ほどたってからでしょう。5年目に売り上げが1億円を突破しました。創業から税務顧問として河上先生にお世話になっていて、それも大きかったですね。河上顧問税理士 初年度から黒字で決算したいとおっしゃっていて、



驚くべきことに、今年で15期連続で黒字です。

———すいですね。

河上 とにかく姫島社長は勉強熱心なんです。創業時からTKCシステム（FXシリーズ）を導入して自計化（会計ソフトを活用して社内内で経理業務を完結させること）にも取り組み、月次決算はもとより、次年度の予算も每期策定しておられます。また、当事務所が開催する「経営者塾」にも頻繁に参加されるなど、経営者としての真面目さが、その後の成長につながっているのだと思います。

———とくにここ数年は年商が倍増していますね。

姫島 社員の成長が大きいと思います。当初からのメンバー4名が、会社の成長にともない経験を積み、いまでは部下を持ってリーダーシップを発揮してくれています。



河上康洋顧問税理士



立澤克典福岡中央銀行筑紫通支店長

河上 フロント力が高いのも特徴ではないでしょうか。電話応対やHPなどを通じて、顧客との接点を大切にしておられます。

姫島 小口の案件が増えて、お客さまの幅が広がってきたことも成

長の要因でしょう。土木・建築の案件だけではなく、個人の店舗などからの注文も増えています。現在、450種類ほど、約3000点の機器を取り揃えています。

———すいですね。

姫島 他社と競合しようとは思っていません。なるべく友好的に横のつながりを保ちながら、自社にない製品は外部から調達しています。また、宮崎と広島に支店を開設し、九州・中国エリアに絞って展開しています。

金融機関との信頼関係構築

———メインバンクの福岡中央銀行さんとは親密な関係なのですか。

立澤支店長 当行の担当者と一緒にアスコムさんを訪れる機会があり、その彼女が従業員の方と親しそうに話していて、驚いたことがあります。従業員の方全員の名前

を覚えていて、姫島社長のことも尊敬していると……。そうした彼女の働きもあって、信頼関係が構築され、ここ10年でどんどん取引が広がっていききました。

河上 銀行員のかみです。

姫島 実は、当社の従業員も銀行員の方と話がしたいと思っていたのです。ライブプランなんかを相談したいですから。そこに、福岡中央銀行の方が飛び込みで訪れ、こちらもうれしかつたですね。伴走しながら細かい資金繰りの相談にも乗っていただけなので、いつものまにか信頼関係が醸成され、メインバンクが他行から福岡中央銀行さんへ変わりました。

河上 それと、アスコムさんでは、計数管理が緻密であることも、そうした信頼関係が構築できた一因なのだと思います。



左端はアスコムの稲澤瞳課長、右端は河上税理士事務所の今村桃子巡回監査士補

※1 TKCモニタリング情報サービス(MIS)…TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書などの財務情報を関与先企業からの依頼に基づいて、金融機関に開示する無償のクラウドサービス

立澤 その通りですね。まず月次決算が早い。締め切りが翌月の10営業日内で、数字を締めたら即、「TKCモニタリング情報サービス」(MIS^{※1})で試算表を提供いただけるので、リアルタイムで会社の状況が分かる。われわれ金融機関としてはありがたい限りです。——「経営者保証」もすべて外されたのだとか。

先生の指導とTKCシステムの導入もあってすべて満たされていますし、何より常に黒字を維持され、財務体質がよいですからね。河上 アスコムさんは、経営者保証を外すことができる典型的な会社だと思っています。

「月次決算速報サービス」を活用

——システムの利用状況は？

姫島 当社では、業界特化型の販売管理ソフトを使用していて、会計は『FX4クラウド』、給与はPXシリーズ、さらに請求書管理システムも別に導入しています。これらを連携することで業務を効率化していて、『FX4クラウド』では三つの営業所別の業績管理を実践し、各営業所の損益を常にモニターしています。また、昨年から「月次決算速報サービス」^{※2}も利用しています。

河上 姫島社長は、とてもお忙しい、巡回監査の時に在席されないことも多いのですが、このサービスを利用することで、月次を締めずに主要な経営指標をメールで見ることができるようになり、喜ばれています。

姫島 従来は、月次試算表を印刷してもらって確認する作業が必要でしたが、このサービスの利用を

はじめてからは、どこにしようとするスマホで前月の変動損益計算書、純売上高の内訳、売上高・限界利益・経常利益の推移、自己資本比率の推移などを見ることができるようで、とても重宝しています。——自己資本比率を重視されているようですね。

姫島 河上先生に自己資本比率の重要性を教えてもらい、創業以来ずっと数字の向上につとめてきました。昨年30%まで向上し、設備投資などで現在は少し下がりましたが、最終的には50%程度にまで積み上げたいと考えています。

河上 姫島社長は、従業員や取引先を大事に考えていて、そのため「経営の安全性」には人一倍気を使っておられます。

——その「安全性」が顧客や金融機関の信頼にもつながっているのではありませんか？

立澤 おっしゃる通りです。当行では、資金繰りだけでなく、ビジネス面での相談にも乗らせていただいています。そのベースにはアスコムさんの経営の「安全性」があります。

——あらためて金融機関との信頼関係は大事ですね。河上 今後は、「金利のある時代」が訪れます。経営者、金融機関、

税理士の3者間の交流の機会を増やし、さまざまなビジネス上の支援を通して利益を出していく体制づくりがより必要になってくるでしょう。その意味では、アスコムさんと福岡中央銀行さんの関係性は理想的だと思います。

——今後はいかがでしょう。

姫島 現在48歳なので、そろそろ次の世代への承継を考えないといけません。それと、業界のなかでもっと名前を知ってもらおう努力も必要です。社内体制の整備も課題で、評価制度や給与体制などをより整備して働きやすい職場をつくらせていきたいと思っています。

立澤 姫島社長は、社員をとてども大事にされている印象です。従業員は基本的に正社員で雇用され、定着率も高いと聞いています。社員の約半分が女性というのも特徴だと思います。

姫島 女性や若い社員も多く、非常に活気のある職場だと自負しています。育児休暇や時短勤務をはじめ、福利厚生についても「安心して働ける環境」を意識して整えていて、社員一人一人が前向きに働けることが、最終的にはお客さまへの価値提供につながると考えています。



※2 月次決算速報サービス…月次決算実施後の変動損益計算書、限界利益や自己資本比率の推移などを経営者のスマホに届けるサービス。出張先でも迅速な経営判断を行うことが可能になる

ドキュメント

戦略経営者

未来を切り拓く - 経営者と税理士の挑戦

協賛：株式会社TKC

先の見えない時代を生きる中小企業の経営者たち。
そんな今だからこそ、月次決算と税理士による経営助言が求められている。

第14回 2026年2月21日 放送分

【国際旅行通信株式会社】
税理士法人阿部会計

【株式会社木村寝具店】
寺越慎太郎税理士事務所/広島市信用組合



第13回 2025年9月27日 放送分

【株式会社雄苑】

池田光利税理士事務所/十八親和銀行

【うなぎ二葉】

税理士法人加藤会計事務所/北海道信用金庫



第12回 2025年7月19日 放送分

【福田水産株式会社】

近重勉税理士事務所/山陰合同銀行

【大和船舶土地株式会社】

孝岡会計事務所/兵庫信金、日新信用金庫



第11回 2025年4月26日 放送分

【株式会社長野製作所】

税理士法人トップ/三菱UFJ銀行

【株式会社生出】

税理士法人土田会計事務所/みずほ銀行



第10回 2025年1月25日 放送分

【株式会社オーベルジュドゥオオイン】

多田羅会計事務所/高松信用金庫

【有限会社福田パン】

岩手税理士法人/岩手銀行



第9回 2024年9月21日 放送分

【株式会社柴野電工社】

谷本会計事務所/みずほ銀行

【なんふ農援株式会社】

近田会計事務所/青森銀行



第8回 2024年7月20日 放送分

【株式会社半兵衛麩(ほんべえふ)】

税理士法人京都合同会計/京都中央信用金庫



第7回 2024年5月25日 放送分

【株式会社宝石時計の武内】

松岡会計事務所/福井銀行

【あけぼのファーマシーグループ】

原田公認会計士・税理士事務所/茨城県信用組合



《 BSイレブンで放送されました。 》

未来を切り拓く経営者と税理士の挑戦。
TKCグループホームページから
視聴できます。

視聴はこちらから



TKC全国会

〒162-8585 東京都新宿区揚場町2番1号 軽子坂MNビル4階

Tel 03-3235-5511 Web <https://www.tkc.jp/>

より詳しい情報はこちらから！

TKC全国会

検索



「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和8年2月28日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
政府系金融機関				
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	53,617	7,466
2 日本政策金融公庫(中小企業事業)	東京都	令和2年12月	8,727	—
3 商工組合中央金庫	東京都	平成29年7月	8,432	2,320
都市銀行				
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年2月	5,314	1,128
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	4,362	624
3 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	3,483	504
4 みずほ銀行	東京都	令和元年9月	3,422	556
5 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	2,348	469
地方銀行・第二地方銀行(上位50行)				
1 静岡銀行	静岡県	平成29年3月	4,962	1,517
2 八十二長野銀行	長野県	平成30年5月	4,109	848
3 北洋銀行	北海道	平成29年1月	3,727	510
4 足利銀行	栃木県	平成28年10月	3,546	913
5 千葉銀行	千葉県	平成29年2月	3,381	643
6 中国銀行	岡山県	平成28年12月	3,269	645
7 北陸銀行	富山県	平成29年4月	3,234	447
8 群馬銀行	群馬県	平成29年1月	3,185	589
9 京都銀行	京都府	平成30年7月	3,148	619
10 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,606	515
11 広島銀行	広島県	平成28年11月	2,603	438
12 第四北越銀行	新潟県	平成29年7月	2,565	706
13 あいち銀行	愛知県	平成31年3月	2,489	475
14 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年5月	2,467	367
15 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	2,448	561
16 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年8月	2,386	445
17 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	2,347	459
18 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年7月	2,268	481
19 北國銀行	石川県	平成28年11月	2,226	359
20 名古屋銀行	愛知県	平成31年2月	2,218	352
21 福岡銀行	福岡県	令和元年6月	2,148	397
22 七十七銀行	宮城県	令和元年6月	2,146	667
23 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	2,040	361
24 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,999	228
25 東邦銀行	福島県	平成29年1月	1,940	338
26 百五銀行	三重県	平成28年10月	1,876	336
27 北海道銀行	北海道	平成29年4月	1,818	250
28 京葉銀行	千葉県	平成29年8月	1,808	340
29 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,776	331
30 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,757	221
31 滋賀銀行	滋賀県	平成29年1月	1,719	385
32 きらばし銀行	東京都	平成29年7月	1,707	253
33 清水銀行	静岡県	平成29年4月	1,669	701
34 三十三銀行	三重県	平成28年10月	1,584	288
35 池田泉州銀行	大阪府	平成29年5月	1,582	229
36 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,568	272
37 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,552	324
38 大光銀行	新潟県	平成29年6月	1,438	471
39 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,422	158
40 筑波銀行	茨城県	平成29年3月	1,392	242
41 琉球銀行	沖縄県	平成29年12月	1,388	181
42 秋田銀行	秋田県	平成29年5月	1,348	205
43 東和銀行	群馬県	平成28年10月	1,337	287
44 山口銀行	山口県	平成28年11月	1,328	264
45 百十四銀行	香川県	平成28年12月	1,303	205
46 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	1,296	179
47 十八親和銀行	長崎県	平成29年5月	1,284	152
48 岩手銀行	岩手県	平成30年4月	1,263	230
49 山梨中央銀行	山梨県	平成29年2月	1,246	310
50 仙台銀行	宮城県	平成28年12月	1,239	502
上記以外の地銀・第二地銀	計		34,072	6,680

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
信用金庫(上位30庫)				
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年1月	2,931	882
2 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	2,437	682
3 多摩信用金庫	東京都	平成29年8月	2,337	485
4 埼玉信用金庫	埼玉県	平成30年12月	2,247	416
5 京都中央信用金庫	京都府	平成29年1月	1,793	412
6 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年6月	1,773	783
7 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	1,526	296
8 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年5月	1,475	171
9 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	1,400	221
10 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	1,343	566
11 北海道信用金庫	北海道	平成29年3月	1,327	169
12 城北信用金庫	東京都	平成30年5月	1,309	218
13 広島信用金庫	広島県	平成30年6月	1,301	129
14 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	1,287	114
15 尼崎信用金庫	兵庫県	令和2年2月	1,266	159
16 大阪信用金庫	大阪府	令和元年12月	1,248	131
17 巣鴨信用金庫	東京都	令和元年12月	1,247	228
18 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年6月	1,219	255
19 東京東信用金庫	東京都	平成29年1月	1,187	177
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	1,149	97
21 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	1,127	135
22 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年9月	1,093	274
23 城南信用金庫	東京都	平成30年2月	1,078	133
24 碧南信用金庫	愛知県	平成30年7月	1,005	199
25 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	995	202
26 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	941	191
27 帯広信用金庫	北海道	平成29年1月	925	85
28 北おおさか信用金庫	大阪府	平成31年1月	923	163
29 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年9月	920	243
30 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年2月	894	125
上記以外の信用金庫	計		55,456	11,871

信用組合(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	1,155	420
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	788	115
3 広島市信用組合	広島県	平成30年2月	491	39
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	455	93
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	390	97
上記以外の信用組合	計		8,156	1,966

信用保証協会(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年6月	3,213	334
2 東京信用保証協会	東京都	令和4年4月	2,452	554
3 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年5月	2,357	399
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	2,199	880
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年7月	1,329	204
上記以外の信用保証協会	計		17,874	4,718

金融機関業態区分別集計

金融機関業態区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関数	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	92,764	13,534
2 地銀・第二地銀	96	95	141,229	27,876
3 信用金庫	254	247	97,159	20,212
4 信用組合	129	79	11,435	2,730
5 信用保証協会	51	47	29,424	7,089
6 その他	—	25	563	193
合計	540	503	372,574	71,634

※個人事業者の申込も件数に含まれます。

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(503機関)

令和8年2月28日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
きたそち農協同組合
東神楽農協同組合
十勝清水町農協同組合
鹿追町農協同組合
北海道信用保証協会

■ 青森県

青森みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
杜の部信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
北都信用組合
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫

白河信用金庫
須賀川信用金庫
みまわり信用金庫
あびくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津工信用組合
福島県信用保証協会

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合
茨城県信用保証協会

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しなのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
熊谷商工信用組合
埼玉県信用保証協会

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
千葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合
東日本信用漁業協同組合連合会
千葉県信用保証協会

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
北都信用組合
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
東陽信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
東京厚生信用組合
東信用組合

江東信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
七島信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合
PayPay銀行
東京信用保証協会

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
神奈川県医師信用組合
神奈川県歯科医師信用組合
神奈川県信用保証協会
横浜市信用保証協会
川崎市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
二条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
興栄信用組合
はげたき信用組合
協栄信用組合
巻信用組合
新潟大米信用組合
ゆきぐに信用組合
糸魚川信用組合
魚沼農協同組合
新潟県信用保証協会連合会
えちご上越農協同組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福井銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用保証協会連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫

飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静清信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
富士掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用保証協会連合会
ハイナン農協同組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

あいち銀行
名古屋銀行
名古屋銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋信用保証協会

■ 三重県

三十三銀行
百五銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合
滋賀県信用保証協会

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北部信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和田信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫
のぞみ信用組合

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県医療信用組合
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用保証協会連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫
紀南農協同組合

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合
岡山県信用保証協会

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合
広島県信用保証協会

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会連合会
山口県農協同組合
山口県漁業協同組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫
徳島県信用保証協会

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
うま農協同組合
愛媛いき農協同組合
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫
遠賀信用金庫
福岡県信用保証協会

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合
熊本県信用保証協会

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
べつび日出農協同組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
奄美大島信用金庫
鹿児島興業信用組合
奄美信用組合
鹿児島県信用保証協会連合会
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会

『TKCモニタリング情報サービス通信』のバックナンバーは
TKCグループホームページでご覧いただけます。

URL : <https://www.tkc.jp/fx/bank/magazine/>



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.74

発行日 令和8年3月27日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 中村・井上